

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年3月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900540 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1900034 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月及び同年 5 月

平成 3 年 3 月末で会社を退職し、同年 4 月上旬に A 市役所において、同年 4 月 1 日から次の勤務先が決まっていた同年 6 月 1 日までの期間の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料を納付することは国民として当然と思い、自宅に送付された納付書により金融機関にて国民年金保険料を納付した。請求期間の国民年金の記録がないことに納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、平成 3 年 3 月末に会社を退職し、同年 4 月上旬に A 市役所において国民年金の加入手続を行い、自宅に送付された納付書により、請求期間に係る国民年金保険料を金融機関の窓口で納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者となった日は「平成 17 年 1 月 1 日」（資格処理日は同年 2 月 7 日）とされている上、請求者はこれまでに交付された年金手帳は 1 冊であると陳述しているところ、当該手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日は「平成 17 年 1 月 1 日」と記載されており、当該日付は、オンライン記録の資格取得年月日とも一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に基礎年金番号とは別の国民年金の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査をしたが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A 市は、請求期間当時の国民年金関係書類は、保存期間満了のため保管がないと回答した上で、A 市において国民年金の記録があった場合は、当該記録は A 市が管理するシステムに移行されデータとして残るが、請求者に係る国民年金のデータは見当たらないと陳述して

いる。

そのほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。